

答申書（案）

議事 3

令和4年 月 日

倉敷市教育委員会 様

倉敷市立小，中学校学区審議会
会 長 浅 原 真 由 美

霞丘小学校の学区変更について（答申）

令和4年2月2日付け倉市教学第676号で諮問されたこのことについて，倉敷市立小，中学校学区審議会条例（昭和42年倉敷市条例第162号）第2条の規定に基づいて，次のとおり答申します。

記

（答申）

- 1 倉敷市立霞丘小学校の学区のうち，連島町西之浦の弁財天（1019番地から1020番地まで，1183番地から1242番地まで，1375番地から1673番地まで，1683番地から1692番地まで，1804番地，1808番地から1940番地まで，1971番地から2038番地まで，5463番地，5465番地から5468番地まで，5488番地から5510番地まで，5516番地から5841番地までの地区を除く。）及び鶴の浦1丁目を倉敷市立連島西浦小学校とし，連島町西之浦の弁財天のうち1019番地から1020番地まで，1183番地から1242番地まで，1375番地から1673番地まで，1683番地から1692番地まで，1804番地，1808番地から1940番地まで，1971番地から2038番地まで，5463番地，5465番地から5468番地まで，5488番地から5510番地まで，5516番地から5841番地までの地区を倉敷市立連島北小学校とす

る。

- 2 倉敷市立連島南中学校の学区のうち、連島町西之浦の弁財天（1019番地から1020番地まで、1183番地から1242番地まで、1375番地から1673番地まで、1683番地から1692番地まで、1804番地、1808番地から1940番地まで、1971番地から2038番地まで、5463番地、5465番地から5468番地まで、5488番地から5510番地まで、5516番地から5841番地までの地区を除く。）及び鶴の浦1丁目を倉敷市立連島中学校とし、連島町西之浦の弁財天のうち1019番地から1020番地まで、1183番地から1242番地まで、1375番地から1673番地まで、1683番地から1692番地まで、1804番地、1808番地から1940番地まで、1971番地から2038番地まで、5463番地、5465番地から5468番地まで、5488番地から5510番地まで、5516番地から5841番地までの地区を倉敷市立倉敷第一中学校とする。